

総社市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第24号

総社市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の定年等に関する規則（平成17年総社市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改正後	改正前
<p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(報告) 第4条 任命権者は、<u>条例第4条に基づき、勤務延長等を行った場合は、1月以内に市長に報告するものとする。</u></p>	<p><u>(再任用)</u> 第3条 <u>再任用（条例第5条の規定による採用をいう。以下同じ。）は、条例第2条の規定による退職をした日（条例第4条の規定により引き続き勤務した後に退職した者にあつては、その退職した日）の翌日以後の期間が1年を超えている者については、行うことができない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 再任用は、再任用を行おうとする者の従前の勤務実績に基づく選考により行うものとする。</u></p> <p><u>3 任命権者は、再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。再任用の任期を更新する場合も、同様とする。</u></p> <p>(報告) 第4条 任命権者は、<u>毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長及び前年の5月1日以後の1年間における再任用の状況を市長に報告するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。